

人権口コミ講座16 もくじ

VOL.1 風評被害と人権の尊重

(公財)世界人権問題研究センター
研究第一部嘱託研究員神奈川大学法科大学院教授 阿部浩己

VOL.2 子どもの人権 —児童ポルノをめぐつて—

(公財)世界人権問題研究センター
研究第四部嘱託研究員大阪大学大学院高等司法研究科教授 島岡まな

VOL.3 「京都府障害のある人もない人も 共に安心していきいきと暮らしがやすい 社会づくり条例」の施行を前にして

(公財)世界人権問題研究センター
研究第一部客員研究員立命館大学准教授 谷口明広

VOL.4 拉致は重大な人権侵害

(公財)世界人権問題研究センター
研究第四部嘱託研究員大阪工業大学准教授 薬師寺公夫

VOL.5 配偶者・恋人からの暴力(DV)は 深刻な人権侵害

(公財)世界人権問題研究センター
研究第一部部長同志社大学法学部教授 高田恭子

VOL.6 多文化共生社会について考える

(公財)世界人権問題研究センター
研究第一部部長同志社大学法学部教授 坂元茂樹

VOL.7 個人情報の流出事件と 事前登録型本人通知制度

(公財)世界人権問題研究センター研究第二部嘱託研究員
大阪市立大学人権問題研究センター特任教授 野口道彦

風評被害と人権の尊重

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員 神奈川大学法科大学院教授 阿部浩己

2011年3月11日に起きた福島第一原子力発電所の

事故は、大量の放射線と放射性物質を放出させたことに
より、長きにわたる対応を必要とする甚大な被害をもたらしました。時の経過とともに社会の関心は薄れがちですが、事態は収束したわけではなく、いまでも大勢の人たちが避難生活をよぎなくされたままにいます。

福島原発の事故は、人間の生命や健康をおびやかすだけなく、根拠のない理由によって、不当な差別を引き起こすことにもなってしまいました。避難者の中に、ホテルでの宿泊を断られたり、ガソリンスタンドでサービスを拒まれたり、あるいは感染症に罹患したような目で見られる人たちが出てきたのです。こうした風評被害は、どれもこれも、不条理きわまることといわなくては

なりません。

ただでさえ困難な生活を強いられた人たちに、さらに追い打ちをかけるような言動は、なぜ起きるのでしょうか。一つの理由は、相手の身になつて考える気持ちが薄くなってしまったためかもしれません。でもそれ以上に大きな理由は、恐くて不安だから、ではないでしょうか。恐いものはとにかく遠ざけておきたい、という気持ちです。

では、なぜ、こうした気持ちが生じるのでしょうか。恐怖や不安は、正確な知識や情報を欠くことによつて生み出されることが多いものです。福島原発事故に関連する風評被害も、なにが本当なのかが分からぬ、ということによつてあおられてきたところがあります。だからこそ、



そ、とても重要なのは、行政機関や専門家が府民の立場に立つて必要な情報をきちんと提供することです。信頼できる情報に接することで、恐怖や不安もやわらいでいきます。

また、恐怖や不安は、人間を分け隔てる思考によつてどんどんふくらんでいきます。「あの人たちは、私たちとは違う」という考え方を背景にして、恐怖や不安は差別に転化していくのです。それだけに、人間をいたずらに分け隔てない公正な社会をつくり、不当な差別的ふるまいがあつたときには、公的機関がそれを毅然とした態度で正すことも大切です。

正確な情報が行きわたり、人権が尊重される社会は、いわれなき差別や風評被害を抑え、災害からの真の復興を下支えする強固な礎となるものなのです。

子どもの人権――児童ボルノをめぐつて――

(公財)世界人権問題研究センター研究第四部嘱託研究員 大阪大学大学院高等司法研究科教授 島岡まな

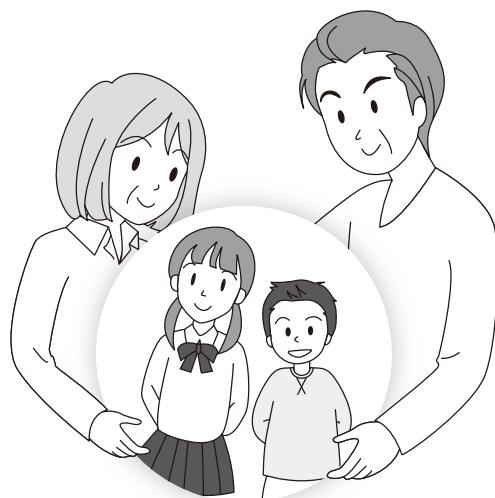
2012年、児童買春・児童ボルノ禁止法（*）（以下、「児童ボルノ禁止法」）違反で検挙された者は、2205人と過去最高を記録した。そのような状況の下、2014年6月には改正児童ボルノ禁止法が成立し、従来禁止されていなかつた児童ボルノの「単純所持」も処罰されるようになった（第7条1項、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。改正法自体は7月に施行されたが、第7条1項の適用には、周知や廃棄のための期間として1年の猶予が設けられている。

数年前から児童ボルノ禁止法や自治体の条例等の改正が、主として①漫画やアニメ、コンピューターグラフィックス（CG）なども児童ボルノとして禁止するのか、②児童ボルノ製造や販売等に加えて、「単純所持」も処罰

するのか、の2点をめぐり激しい議論を招いてきたが、今回の法改正では、①漫画やアニメなどの禁止は、著名漫画家や法律家の反対などもあって見送られ、②の「単純所持」のみが処罰されることになった。

前記①の問題は児童ボルノ規制と「表現の自由」、②の問題は児童ボルノ規制と「思想の自由」や「捜査権の濫用による処罰範囲の不当な拡大」が絡み、激しい論争が繰り広げられてきた。憲法第21条の「表現の自由」は民主主義の根幹をなす最も大切な人権であるが、児童ボルノ製造過程での性的虐待は幼い児童に一生残る心身の侵害であり、インターネット上に拡散されれば一生消えず、深刻な人権侵害となることを忘れてはならない。

思想・表現の自由の侵害や捜査権の濫用による処罰範



団の不当な拡大懸念などは「大人側の事情」であり、それが21世紀においても完全には克服できないしわ寄せを最も弱い立場にある児童に押しつけ、性的虐待からの児童の保護を犠牲にする理由とはなりえない。

2015年は「子ども（児童）の権利条約」採択から26年、日本の批准から21年になる。「児童ボルノは児童の人権侵害である」ことを、すべての人に知つてほしいと願う。

(*正式名称は、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（1999年）である。

*京都府においては平成23年10月、児童ボルノ所持等の禁止や廃棄命令等を盛り込んだ「京都府児童ボルノの規制等に関する条例」を制定

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしあやすい 社会づくり条例」の施行を前にして

愛知淑徳大学福祉貢献学部教授 谷口明広

国連が提唱した「障害者権利条約」に対し、国の批准が遅れていたことから、自治体が独自の条例を策定し、

障害の有無にかかわらない共生社会の実現に向けて努力をしています。京都府の条例は、幅広い府民による議論を行うため、当事者、当事者団体、有識者や関係機関の委員33名からなる検討会議を設置し、平成24年3月から約1年半を掛けて検討しました。この条例が平成26年の春に成立し、平成27年の4月1日から本格的に施行されます。

この条例が制定されるまでは、いろんな議論を重ねましたが、府民参加型のタウンミーティングや、異例の9百通ものパブリックコメントで、府民から多数の意見が提出されました。文字通り、京都府民が一丸となつて作

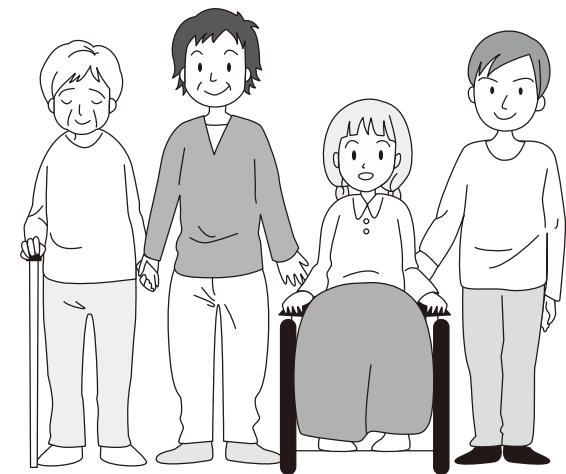
り上げた条例と言えます。
この条例の内容は、3つの柱から成り立っています。その一つ目は「理解の促進」です。共生社会をつくっていくには、府民の皆さんに、この条例の内容や障害のことを行つていただくことが大切なのです。そして、皆さん

がそれぞれの立場で、障害のある人の社会生活等の支障となるバリアをなくすための配慮や工夫をすることが必要です。

次は、「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」です。障害がある人たちに対し、不利益な取り扱いをしてはならないのです。また、車いすを使用している人を雇用するならば、車いす用のトイレを設置し、車いすが通れるようにオフィスの机の配置を変更するなど、

色々な場面において、障害のある個々人に対応した配慮事項を提供することが求められるのです。

最後は、「相談体制を整備、第三者機関の設置」です。不利益な取扱い等を受けていると感じたときには、まず相談できる体制が必要です。条例では、相談に応じる体制を整備し、助言・あっせんを行う第三者機関を設置することになつています。



これらを中心にして、障害の有無にかかわらない共生社会の実現を目指しています。京都府の条例は、国の法律や他自治体の条例では触れられていない、障害のある人の就労の支援やスポーツ・芸術活動をはじめとする「社会活動の推進」や、「障害のある女性」などの複合的な要因による困難な状況への配慮に関しても言及しています。

拉致は重大な人権侵害

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部客員研究員立命館大学教授 薬師寺公夫

1970年代から1980年代にかけて、日本各地および欧州で北朝鮮による日本人の拉致が多発しました。現在までに内閣総理大臣が認定した拉致容疑事案は12件であり、被害者は17名です。政府は、認定被害者のほかにも拉致された可能性のある人が多数いるという認識の下に、捜査及び調査を続けています。北朝鮮は2002年9月17日の日朝首脳会談で日本人の拉致を認め謝罪しました。同年10月に5名の被害者の帰国が実現しましたが、他の被害者については未だに安否が不明です。

国連総会は、2005年以降毎年、日本政府がEU等と共に提案した北朝鮮の人権状況に関する決議を採択し、その中で拉致問題の早急な解決を求めてきました。

2014年5月29日、日朝政府間に合意が成立し、北



朝鮮は、特別調査委員会を設置して拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することを表明しました。同年7月4日北朝鮮が特別調査委員会の設置と調査の開始を発表したことを受け、我が国政府は合意に基づき、日本が独自に北朝鮮に対してとつてきた人的往来の規制措置などを解除しました。まだ具体的な進展は見られませんが、10月には日本政府代表団と特別調査委員会幹部との協議がもたらされ、拉致問題は今新たな段階を迎えてます。北朝鮮による拉致問題は、日本の国家主権とともに国民の生命と安全に関わる重大問題です。生存者の即時帰国と真相の究明をはじめ拉致問題の一日も早い解決が求められています。

また人権理事会が設置した北朝鮮の人権に関する国連調査委員会は、2014年2月に最終報告書を公表しました。最終報告書は、北朝鮮の広範かつ深刻な人権侵害を非難するとともに、拉致問題についても同国が組織的な拉致に関わってきたことを指摘しました。報告書は、北朝鮮に対して、拉致被害者の家族と出身国に被害者の運命と行方に関する十分な情報を提供し、生存している被害者及びその子孫を即時に出身国に帰国させるように強く勧告しました。同年3月の人権理事会決議は、北朝鮮にこれらの勧告を実施して全ての人権侵害を終わらせる手段を早急にとることを促しました。

配偶者・恋人からの暴力(DV)は深刻な人権侵害

(公財)世界人権問題研究センター研究第四部嘱託研究員 大阪工業大学准教授 高田恭子

配偶者などからの暴力に関して、配偶者暴力相談支援センターが受けた2013年度の相談件数は、約10万件にも及んでいる(2014年7月内閣府男女共同参画局)。10年前のデータと比較すると2倍以上の件数である。

「暴力」には、精神的に影響を及ぼす言動を含み、単に「痛い」と自覚できる範囲に限らず、外傷後ストレス障害に陥ったり低い自己評価に繋がるなど、被害者に多大な影響を与えている。さらに、家庭内の暴力を見て育つ子どもが、脳の成長や人間関係の構築などに重大な影響を受けていることも明らかにされている。

家庭内での暴力が社会的に潜在化し深刻化する背景には、さまざまな問題が複雑に絡み合っている。従来から

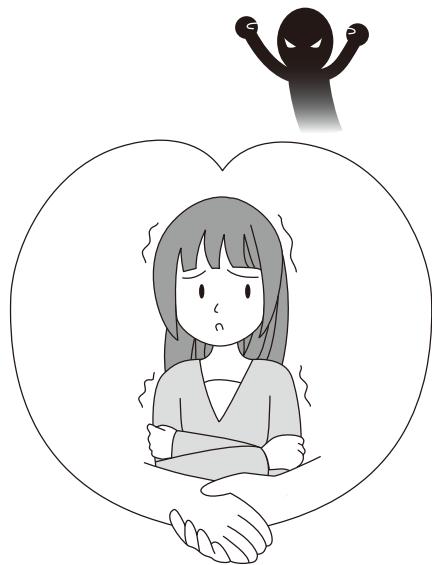
暴力的な側面を「男らしさ」として容認する社会的背景があり、当事者間に愛情関係があつたり反復的に繰り返されることから、暴力が常態化しやすい。被害者の経済的不安から対応が遅れることがあり、特に子どもがいる家庭の場合にはなおさらである。

2001年に制定された配偶者暴力防止法(正式名称：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)に基づき、公的支援施設が中核となつてその保護にあたり、裁判所は加害者に接近禁止命令や住居からの退去命令を出すことができる。その後の改正で、電話やメールの禁止、被害者の親族等への接近禁止も可能となり、3度目となる2013年の改正により(2014年1月施行)、事実婚を含む夫婦および元配偶者だけでな

く、同居する交際相手にも同法の適用が可能となつた。

多くの市町村には相談窓口が設けられており、電話やメールによる相談も可能である。緊急事態には、婦人相談所や民間団体が提供する「シェルター」があり、住民票を移さないまま公的サービスを受けることもできる。裁判所の保護命令は被害者の申し立てに基づくが、その際に「法テラス」などの司法支援センターに相談することもできる。一方、当事者に治療プログラムや適切な矯正プログラムを提供する必要があるが、日本ではその必要性が十分に認識されていない。

都市化や地域の希薄化、人間関係の孤立化により、DVは誰もが直面するかもしれない社会的危険と言えよう。「暴力」は紛れもなく許されてはならない人権侵害である。家庭内で発生することを理由に放置されではならない。



多文化共生社会について考える

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部部長 同志社大学法学部教授 坂元茂樹

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしたながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです(※)」と説明されています。そこには、日本人も外国人も、地域住民としては平等であるという考えが示されています。

世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である」と規定しています。また、日本国憲法第13条も、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しています。憲法第3章「国民の権利及び義務」における

基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人に対しても等しく及びます。

いうまでもなく、日本人も外国人もともに個人として尊重されます。人は、その属性、すなわちどの民族やどの人種に属しているのかによって差別されではなりません。平成25年に入り、大阪の鶴橋や東京の新大久保など在日の方が多い居住地や商店街における排外主義的デモが行われるようになり、過激化しています。

人種、民族、性などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団または個人に対し、差別、憎悪、排

除、暴力を扇動し、または侮辱するこうした表現行為を、ヘイトスピーチといいます。こうしたヘイトスピーチのような差別的言動を許さず、多文化共生の社会を目指すことがわれわれ一人ひとりに求められています。



われわれが目指す社会は、お互いの価値観や生き方の相違を尊重し理解するという多様性が尊重される社会です。偏見や憎悪ではなく、理解と共感があふれる社会です。外国人であるという属性で差別される社会であってはいけません。なぜなら、外国人が暮らしやすい社会は、日本人にとっても暮らしやすい社会であるからです。

*2006年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」

個人情報の流出事件と事前登録型本人通知制度

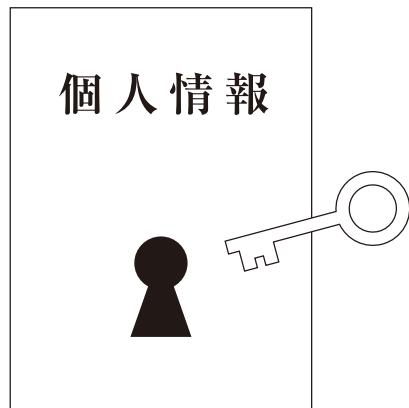
(公財)世界人権問題研究センター研究第二部嘱託研究員 大阪市立大学人権問題研究センター特任教授 野口道彦

先日、ビデオレンタル店で、会員登録をしようとしたら本人確認のため自動車免許証の提示を求められた。店員が「コピーをしてもよろしいですか」というので、「ダメです」と断ると、「店長から、コピーをとるようになっています」と言っているので」と当惑している。そこで「本人かどうかの確認は、あなたがここで行つたらいいでしょう」というと、「店長と相談してきます」と言つて、結局はこちらの言い分が通った。

深い考えもなしに自動車免許証のコピーがマニュアル化されて、まかり通つてている例は多い。コピーされた自動車免許証のデータが、どのように使われているのかわからない。不安だ。

個人情報の流出事件が、あいついで発覚している。個人情報が厳重に管理されているはずの大組織で起こっている。管理の甘さがあるのはもちろんだが、大量の流出の原因は、個人情報リストが高額で買われていることだ。不正と知りながら、お金という誘惑にかられて横流しをするものが現れる。

戸籍謄本や住民票の写しの不正請求も、頻繁に行われてきた。弁護士、会計士、税理士、司法書士など8業士にかぎって、職務上必要性をみとめて、戸籍謄本などの請求が認められてきた。この制度を悪用して、戸籍謄本などを不正に取り寄せ、一通1万円以上で売買するということが頻繁に行われてきた。



戸籍の公開制度が結婚差別やプライバシーの暴露につながるので、公開制限に方向転換してきた。皮肉なことにその結果、戸籍謄本が高額で密かに取引されるようになったのだ。本人が知らないところで個人情報が売買されるのは怖いことだ。そこで、自治体では、登録型本人通知制度を採用するようになってきた。本人が事前に登録しておくと、第三者から戸籍謄本などの請求があつた場合、本人に通知する制度である。不正取得をしようとするとものにとつては、嫌な制度であり、予防効果がある。

全国で458の市町村が導入するようになってきた（2014年12月2日集計）。京都府下では全市町村が実施している。残念なことは、登録している住民の数がまだ少ないことだ。自分のプライバシーを守るために有効な制度なのに。